別表第１備考２(9)「964」の項から「970」の項までを次のように改める。

「964」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					単一容器及び複合容器		
	内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量		外装容器	包装物当たりの許容容量		容器の種類
			旅客機	旅客機以外の航空機		旅客機	旅客機以外の航空機	
1941	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	100ℓ	220ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N	100ℓ	220ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，複合容器，シリンダー
	プラスチック製容器	30ℓ						
	金属製容器	40ℓ						
1990	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	100ℓ	220ℓ		100ℓ	220ℓ	
	プラスチック製容器	30ℓ						
	金属製容器	40ℓ						
2315	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	100ℓ	220ℓ		100ℓ	220ℓ	
	プラスチック製容器	30ℓ						
	金属製容器	40ℓ						
3151	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	450ℓ	450ℓ		450ℓ	450ℓ	
	プラスチック製容器	30ℓ						
	金属製容器	40ℓ						
3082	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	100ℓ	220ℓ		100ℓ	220ℓ	
	プラスチック製容器	30ℓ						
	金属製容器	40ℓ						
3334	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	450ℓ	450ℓ		450ℓ	450ℓ	
	プラスチック製容器	30ℓ						
	金属製容器	40ℓ						

(注)　金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

「Y964」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				
	内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
1941，1990，3082	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	30kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
	プラスチック製容器	5ℓ			
	金属製容器	5ℓ			

(注)1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。

3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「965」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションⅠAの規定を、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下の組電池であって、次表の要件を満たさない数量及び質量の電池を包装する場合にあっては、セクションⅠBの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下の組電池であって、次表の要件を満たす数量及び質量の電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

内容	2.7Wh以下の単電池、組電池	2.7Whを超え20Wh以下の単電池	2.7Whを超え、100Wh以下の組電池
包装物当たりの単電池、組電池の最大数	上限なし	8	2
包装物当たりの最大許容質量	2.5kg	—	—

電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分の為の輸送は禁止される。

セクションⅠA

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3480	5kg	35kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N1，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2，4N